

第 3 3 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 債権の内容 | 児童扶養手当返還金 |
| 2 債 務 者 | 足立区東伊興在住者 |
| 3 放棄する債権の額 | 1, 2 9 7, 3 9 0 円 |
| 4 放棄の理由 | 債務者は、持病がありかつ高齢で就労困難、生活保護及び老齢基礎・厚生年金しか収入がなく、著しい生活困窮状態にある。また、法的措置を講じる財産を所有しないことから、今後返還金の回収は困難である。 |

(提案理由)

債権の放棄について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。